

健康長寿とちぎ応援企業登録制度実施要領

1 趣旨

健康長寿とちぎづくりの趣旨に賛同し、県民の健康づくりを応援する自主的な取組を行う企業・団体を「健康長寿とちぎ応援企業」（以下「応援企業」という。）として登録・公表し、応援企業による県民の健康づくり活動への支援の充実及び企業・団体の参加促進を図ることにより、健康長寿とちぎづくりの推進に資する。

2 実施主体

栃木県（以下「県」という。）

3 対象企業等

「4 要件」に掲げる活動を行う企業・団体とし、かつ、県の審査に合格した企業・団体とする。ただし、栃木県広告掲載基準第4条に規定する規制業種又は事業者（別紙1）は対象外とする。

4 要件

応援企業は、県と連携した次に掲げる(1)又は(2)に該当する活動を行うものとする。

- (1) 健康長寿とちぎづくり推進のための県への寄附金（10万円以上）の提供
- (2) 啓発資材等の制作及び県等への提供並びにイベント、講演会及び研修会の開催等で県民向けの啓発活動であって、参加者等に費用負担を求めず、特定商品・サービス等の宣伝を伴わないもの

5 登録の申込み等

- (1) 応援企業としての登録を希望する場合は、登録申請書（別記様式1号）に活動計画書（別記様式2号）を添えて、栃木県保健福祉部健康増進課長（以下「健康増進課長」という。）宛て提出する。
- (2) 登録内容を変更する場合は、登録事項変更届（別記様式3号）（必要に応じて、活動計画書（別記様式2号）を添付すること）を健康増進課長宛て提出する。
- (3) 登録を辞退する場合は、登録辞退届（別記様式4号）を健康増進課長宛て提出する。

6 審査及び登録

- (1) 健康増進課長は、前条(1)に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認められるものについて登録するものとする。
- (2) 健康増進課長は、前項の規定に基づき応援企業を登録した場合は、応援企業に対し、その旨を通知する。
- (3) 前条(2)及び(3)についても、同様に届出者に対し、その旨を通知するものとする。
- (4) 登録の有効期間は、登録日から3年後の3月31日までとする。

7 応援企業の活動

- (1) 応援企業は、活動計画書（別記様式2号）に記載した活動を行い、県民の健康づくりを応援することとする。
- (2) 応援企業は、応援企業である旨を表示し、ロゴマークを使用することができる。

8 活動状況の報告及び更新

- (1) 応援企業は、毎年度の活動状況を当該年度末までに、活動状況報告書（別記様式5号）により、健康増進課長宛て提出しなければならない。
- (2) 前項の規定にかかわらず、健康増進課長は必要に応じ、応援企業に対しその活動内容について報告を求めることができる。
- (3) 登録有効期間最終年度末までに活動状況報告書が提出された場合、健康増進課長は、当該応援企業の登録を更新することができる。

9 登録の取消し

- (1) 健康増進課長は、応援企業が、この要領で定める活動を行わないことが明らかになった場合や法令に違反した場合、その他の応援企業として適当でなくなったと認められる場合は、登録を取り消すことができる。
- (2) 健康増進課長は、登録を取り消した場合は、その旨を通知する。

10 広域健康福祉センターの役割

広域健康福祉センターは、本制度の周知を行う。

11 県民に対する情報提供

健康増進課は、県の広報媒体等を活用し、本制度及び応援企業の活動等を広く県民に情報提供する。

12 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録等

- (1) 応援企業は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録を行う。
- (2) 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録等に関することについては、健康長寿とちぎづくり推進県民会議規約及び健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員登録要領の定めるところによる。

13 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27(2015)年10月19日から適用する。

附 則

この要領は、平成28(2016)年4月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成30(2018)年6月28日から適用する。

栃木県広告掲載基準第 4 条による規制業種、事業者

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- ・ 風俗営業類似の業種
- ・ 消費者金融
- ・ たばこ
- ・ ギャンブルにかかるもの（当せん金付証票法（昭和 23 年 7 月 12 日法律第 144 号）第 4 条第 1 項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年 5 月 20 日法律第 63 号）第 8 条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- ・ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- ・ 各種法令に違反しているもの
- ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ・ その他上記以外で、社会問題を起こしている業種や事業者